## 社会福祉法人山口県共同募金会 災害支援制度実施要領

#### 1 目的

本実施要領は、被災地における災害ボランティア活動、災害ボランティアセンター又はこれと同等の役割を果たす事務所(以下「災害ボランティアセンター等」という。)の設置又は運営及び公費補助の対象とならない破壊又は破損した社会福祉施設の整備を支援するため、「災害支援制度運営規程」に基づき社会福祉法人山口県共同募金会における災害等準備金及び他の都道府県共同募金会から拠出された準備金を適切かつ有効に活用するために必要な事項を定める。

#### 2 支援対象

(1) 被災地における災害ボランティア活動

#### ア 緊急救援活動

- (ア) 被災者に対する緊急救援活動(泥や油の除去、家屋等の片付け、家財の運び出し、床下清掃、重機を使った土砂の搬出等)
- (イ) 被災者の避難生活に係る救援活動(炊出し、家屋や施設等の復旧作業等)
- (ウ) 上記のための救援物資の運搬、ボランティアバスの運行等

#### イ 生活支援活動

- (ア) 家屋や施設等への技術を伴う応急処置の活動
- (イ) 被災者に対する相談支援活動
- (2) 災害ボランティアセンター等の設置及び運営
- ア 被災地における災害ボランティアセンター等の設置・運営
- (3) 公費補助の対象とならない社会福祉施設の整備
- ア 被災により破壊・破損した社会福祉施設の一時的建て替え及び応急修理等
- イ 被災により破壊・破損した社会福祉施設の設備の買い替え及び応急修理等
- (4) その他配分委員会において特に必要と認めた活動
- 3 支援資金の助成基準

支援資金の助成基準は、別表1のとおりとする。

4 支援資金の申請に必要な書類

支援資金の申請に必要な書類は、別表2のとおりとする。

5 支援資金の対象期間及び申請期間

支援資金の対象期間及び申請期間は、災害発生時から6か月以内とする。 ただし、災害の状況に応じて対象期間及び申請期間を延長することができる。

6 支援資金の審査及び決定

配分委員会において審査し、決定する。

なお、概算払を行う場合は、精算時において審査及び決定を行う。

## 7 支援資金の交付

支援資金の交付を決定した場合は、直ちに申請者に通知し、交付決定額を指定された金融機関の口座に振り込む。

なお「災害ボランティアセンター等の設置及び運営」に対する支援については、迅速な立ち上 げを促進するため、概算払を原則とし、速やかな資金交付を行う。

## 8 概算払の精算

概算払により支援資金を交付した場合は、申請者に対し活動終了後速やかに必要な書類の提出 を求め、精算を行う。

### 9 支援資金の返還

申請内容に虚偽があった場合又は支援資金の不正な使用があった場合は、決定を取り消し、支援資金の返還を求める。

#### 10 災害等準備金の管理及び運営

災害等準備金の管理及び運営は、経理規程に定める「災害等準備金サービス区分」において、準備金の積立て、支出、繰越し、取崩し及び他の都道府県共同募金会への拠出又は他の都道府県共同募金会からの受入を明確にしなければならない。

### 11 実施時期

本要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

本要領は、令和3年9月21日から施行する。

## 支援資金の助成基準(別表1)

1 被災地における災害ボランティア活動

(1)	助成基準	ア 原則として精算払とする。
		イ 助成の額は100万円を上限とする。
		ウ ボランティア団体及びグループについては、5名以上のボランティアに
		よって構成されていること
		エ 原則として延べ5日間以上のボランティア活動であること
(2)	対象外経費	ア 被災地における災害ボランティア活動に係る人件費
		イ 被災地における災害ボランティア活動のための旅費及び宿泊費

- ウ 被災地における災害ボランティア活動のための保険料 エ 個人所有となる物品等の購入に係る経費 オ その他配分委員会において対象外と判断された経費
- 2 災害ボランティアセンター等の設置及び運営

(1)	助成基準	ア 原則として概算払とし、終了時の精算とする。
		イ 概算払で即時送金できる額は300万円を上限とする。
		ウ 追加の助成申請額が発生する場合は、申請前に協議する。
(2)	対象外経費	ア 災害ボランティアセンター等の運営に係る人件費
		イ 災害ボランティアセンター等で、被災者を支援するために外部から派遣
		された専門職員に係る旅費及び宿泊費
		ウ 災害ボランティアセンター等の設置・運営団体の固定資産の扱いとなる
		物品等の購入に係る経費
		エ ボランティア保険料(事情により災害ボランティアセンター等が負担せ
		ざるを得ないものについては、この限りではない。)
		オ その他配分委員会において対象外と判断された経費

### 3 公費補助の対象とならない社会福祉施設の整備

(1)	助成基準	ア 原則として精算払とする。
		イ 助成の額は原則として300万円を上限とする。
		ただし、被害が甚大なため助成申請額が300万円を超える見込みであ
		る場合は、この限りではない。
(2)	対象外経費	ア 公費助成の対象となる経費
		イ その他配分委員会において対象外と判断された経費

# 4 その他配分委員会において特に必要と認めた活動

上記1、2及び3の規定を準用する。

### 支援資金の申請に必要な書類(別表2)

- 1 被災地におけるボランティア活動
- (1) 災害ボランティア活動支援資金申請書
- (2) 災害ボランティア活動報告書
- (3) 災害ボランティア活動経費の内訳
- (4) 災害ボランティア活動に係る経費の領収書等
- 2 災害ボランティアセンター等の設置及び運営
- (1) 災害ボランティアセンター等支援資金申請書
- (2) 災害ボランティアセンター等の設置の概要
- (3) 災害ボランティアセンター等の経費の概要

- (4) 災害ボランティアセンター等の設置・運営に係る契約書及び領収書(2)、(3)及び(4)は精算時に提出すること。
- 3 公費補助の対象とならない社会福祉施設の整備
- (1) 破壞・破損復旧施設支援資金申請書
- (2) 破壊・破損の概要
- (3) 破壊・破損の復旧経費の概要
- (4) 破壊・破損の復旧に係る契約書又は見積書
- 4 その他配分委員会において特に必要と認めた活動 上記1、2及び3の規定を準用する。